三田市介護保険条例新旧対照表 改正案 現行 第1条~第6条の5 省略 第1条~第6条の5 省略 (保険料率) (保険料率) 第7条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に 第7条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に 掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」とい 掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」とい う。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 う。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)~(5) 省略 (1)~(5) 省略 (6) 次のいずれかに該当する者 80,940円 (6) 次のいずれかに該当する者 80.940円 ア省略 ア省略 イ 要保護者(令第22条の2の2第5項第2号に規定する要保護者をいう。以下 イ 要保護者(令第22条の2の2第7項第2号に規定する要保護者をいう。以下 同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ 同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条 る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条 第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は 第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は 第10号イに該当する者を除く。) 第10号イに該当する者を除く。) (7)~(11) 省略 (7)~(11) 省略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 3年度から令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,230 円とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減 額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率について準用する。 この場合において、前項中「20,230円」とあるのは、「33,720円」と読み替 えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の 減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率について準用す

以下省略

読み替えるものとする。

る。この場合において、第2項中「20,230円」とあるのは、「47,210円」と

以下省略